

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 21 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第 5 号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

平成 28 年 4 月 11 日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和元年 6 月 4 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故		相手方	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市旭町二丁目 10 番地先 市道新柳通線	市道新柳通線を徒歩で 通行していたところ、ツ リーサークル(樹木保護 カバー)とインターロッ キングブロックに段差 があり、この段差が原因 で転倒し、ひざを擦りむ き足首を捻挫した。	事故の当事者の 夫及び子  ※事故の当事者 は、平成 30 年 11 月 10 日に死亡し ているため、相続 人である上記の 者と和解したも の。	700,000 円